

平塚市告示第 128 号
平成 13 年 3 月 30 日

平塚市長 吉野 稜威雄

振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域を次の 1 のとおり指定し、同法第 4 条第 1 項の規定に基づき特定工場等において発生する振動についての規制基準を次の 2 のとおり定め、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

記

1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域

平塚市の区域のうち都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域として定められた区域を除く区域(以下「指定地域」という。)

2 指定地域内の特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分 / 時間の区分		午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午前 8 時まで
第一種区域	1	60 デシベル	55 デシベル
	2	65 デシベル	55 デシベル
第二種区域	1	65 デシベル	60 デシベル
	2	70 デシベル	60 デシベル

備考

1 第一種区域の 1、第一種区域の 2、第二種区域の 1 及び第二種区域の 2 の区分は、次のとおりとする。

(1) 第一種区域の 1

法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域

(2) 第 1 種区域の 2

法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに同号に掲げる用途地域として定められた区域以外の区域

(3) 第 2 種区域の 1

法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域

(4) 第 2 種区域の 2

法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業地域として定められた区域

2 1 の特定工場等が属する指定地域の区域の変更（平成 1 3 年 4 月 1 日以後における変更に限る。）により、特定工場等に適用される振動の規制基準値が従前の規制基準値より小さい値となる場合にあっては、当該特定工場等については、当該変更の日から 3 年間は、当該変更がなかったものとみなしてこの規制基準を適用する。

以 上